

GRI共通スタンダード - 公開草案

(未公認仮訳)

2020年6月11日

本資料は、(株)国際開発センターが独自に翻訳した未公認仮訳です。当センターは、翻訳の正確性、間違い、情報の欠落、あるいは、記載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負いません。本未公認仮訳に記載されている全ての情報は、翻訳時点の情報であり、完全性、正確性、時間の経過、あるいは、情報の使用に起因して生じる結果についても一切の責任を負わないものとします。また、あらゆる種類の保証、それが明示されているか示唆されているかにかかわらず、また業務遂行、商品性、あるいは特定の目的への適合性への保証、また、これらに限定されない保証も含め、いかなることも保証するものではありません。本資料は、個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、これらの情報を使用(複製、頒布、改変、公衆送信、再利用及び転送等を含む)することは、事前に当センターから書面による許諾を得ない限り禁止します。

GRI共通スタンダードGRI101、GRI102、GRI103の公開草案は、GRIの独立したスタンダード設定機関であるグローバル・サステナビリティ・スタンダード・ボード(GSSB)によるパブリックコメントのために発行されています。

公開草案は、以下のように構成されています

- ・ GRI101: GRIスタンダードの使用
- ・ GRI102: 組織について
- ・ GRI103: マテリアルな項目
- ・ 用語集

公開草案には以下の3つの文書が添付されています:

- ・ 説明覚書は、GRI共通スタンダードの見直しの目的、公開草案に含まれる重要な提案、GSSBの本草案作成への関与と見解の要約を示したものです。
- ・ GRIセクター別プログラム情報シートは、公開草案に記載されているGRIセクタースタンダードへの言及を利用者が理解するのに役立ちます。
- ・ マッピング文書は、GRI102: 一般開示事項(2016)およびGRI103: マネジメント手法(2016)における開示内容と共通スタンダードの公開草案との間の変化の概要を示すものです。

この草案はコメント用にのみ公表され、公式発表前に公表されたフィードバックに基づいて変更される可能性があります。

ステークホルダーは、2020年9月9日までに草案に対するコメントを提出することができます。

詳細については、GRIスタンダードのウェブサイトをご覧ください。

事業、公開草案、パブリックコメント期間に関する追加の質問があれば、universal@globalreporting.org にeメールを送ってください。

GRI103: マテリアルな項目

(未公認仮訳)

目次

1. 序文.....	3
1.1 本スタンダードの概要.....	3
1.2 GRI スタンダード.....	3
1.3 要件、ガイダンス、用語の定義.....	5
2. マテリアルな項目の特定.....	7
ステップ1. 組織の状況の評価.....	7
ステップ2. 実際のおよび潜在的なインパクトの特定.....	9
ステップ3. 特定されたインパクトの重大性の評価.....	11
ステップ4. 報告のための最も重大なインパクトの優先順位付け.....	13
3. マテリアルな項目に関する報告.....	15
開示事項 MT-1 マテリアルな項目および関連するインパクトの特定.....	15
開示事項 MT-2 マテリアルな項目および関連するインパクト.....	17
開示事項 MT-3 マテリアルな項目および関連するインパクトの管理.....	19

1. 序文

GRI103: マテリアルな項目は、組織がそのマテリアルな項目を特定し報告するために使用するものです。マテリアルな項目とは、人権へのインパクトを含む、経済、環境、人への組織の最も重大なインパクトを反映する項目です。

GRIスタンダードに準拠して報告する組織は、GRI 101「GRIスタンダードの利用」のセクション3.1に記載されているように、そのマテリアルな項目を特定し、本スタンダードのすべての開示事項を報告することが求められています。

組織はまた、そのセクターに適用されるGRIセクタースタンダード(もしあれば)を利用して、そのマテリアルな項目を特定することが義務付けられています。セクタースタンダードは、特定のセクターの組織にとって最も可能性が高いと思われるマテリアルな項目に関する情報を提供します。しかしながら、セクタースタンダードを用いることは、マテリアルな項目を特定するための組織独自のプロセスを代替するものではありません。

1.1 本スタンダードの概要

本スタンダードは、以下のように構成されています。

- **セクション2**には、マテリアルな項目の特定方法に関する4つのステップの指針が含まれています。
- **セクション3**には、組織がそのマテリアルな項目および関連するインパクトを報告するための3つの開示項目、そのマテリアルな項目をどのように特定するか、また、それぞれのマテリアルな項目をどのようにマネジメントするかが記載されています。

1.2 GRIスタンダード

GRIスタンダードは、組織の透明性を高め、持続可能な開発への貢献を伝えるのに役立ちます。GRIスタンダードは、セクター、場所、および報告経験にかかわらず、あらゆる組織-大規模または小規模、民間または公共-が使用できるように設計されています。同スタンダードは、組織がそのインパクトについて報告するための一貫した、かつ信頼できる方法を提供し、ひいてはこの情報の世界的な比較可能性と質を高めます。

同スタンダードは、報告のための柔軟な枠組みを提供しています。組織は、すべてのマテリアルな項目についてGRIスタンダードに準拠して報告するか、選択したGRIスタンダードまたはその内容の一部を利用して、GRIスタンダードを参照して情報を報告することができます。同スタンダードは、報告のための柔軟な枠組みを提供しています。組織は、すべてのマテリアルな項目についてGRIスタンダードに準拠して報告するか、選択したGRIスタンダードまたはその内容の一部を利用しつつ、GRIスタンダードを参照して情報を報告することができます。

GRIスタンダードの構成

GRIスタンダードは、共通スタンダード、セクタースタンダード、項目別スタンダードの3セットから構成されています。

共通スタンダード

「GRI101: GRIスタンダードの利用」は、すべての組織にとっての出発点です。それはGRIスタンダードの体系を紹介し、それらがどのように使われるかを説明します。このスタンダードは、スタンダードに準拠して報告するか、スタンダードを参照するかを問わず、スタンダードを使用するすべての組織に適用されます。

「GRI102: 組織について」では、組織に関する文脈情報の開示事項が含まれています。これらには、組織とその報告実務、活動、ガバナンス、責任ある企業行動の方針と実務、ステークホルダー参画に関する詳細が記載されている開示事項が含まれます。

「GRI103: マテリアルな項目」には、マテリアルな項目を特定するためのガイダンスが含まれ、組織のマテリアルな項目および関連する影響に関する開示事項、マテリアルな項目の特定方法、および各マテリアルな項目のマネジメント手法が記載されます。

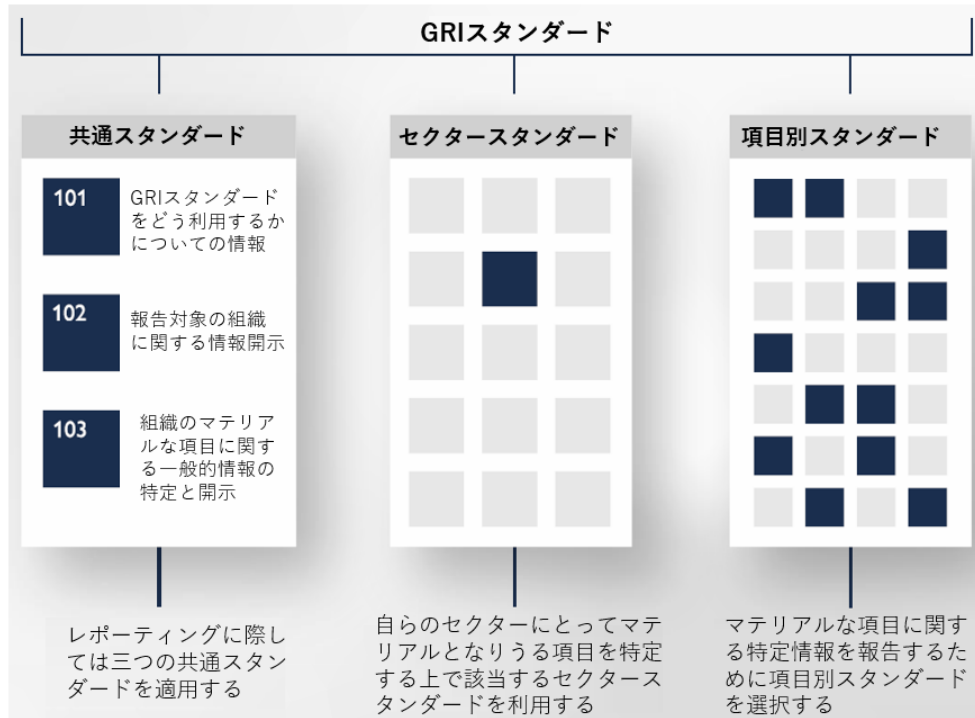
セクタースタンダード

セクタースタンダードは、特定のセクターの組織にとって最も可能性が高いと思われるマテリアルな項目に関する情報を提供します。組織が、該当するセクタースタンダードを用いて、マテリアルな項目を特定し、各マテリアルな項目について何を報告すべきかを明らかにする手助けをしています。

項目別のスタンダード

項目別のスタンダードには、特定のテーマに関する情報を提供する開示が含まれています。組織は、特定したマテリアルな項目に対応する項目別のスタンダードを選択し、使用します。

図1.GRIスタンダード：共通、セクター、項目別の各スタンダード



1.3 要件、ガイダンス、用語の定義

以下は、GRIスタンダード全体に適用されます。

報告要求事項は太字で表され、“しなければならない(shall)”という言葉で示されています。

GRI101のセクション3.1に記載されているように：GRIスタンダードを用いて、GRI103の開示で要求されている情報を省略することはできません。GRI103における開示によって必要とされる全ての情報は、情報ユーザーが組織のマテリアルな項目に対するアプローチを理解するために重要であると考えられます。

ある項目、例えば、政策、実務、その他のプロセスが存在しないために、開示事項に明記された項目に関する必要な情報を組織が報告できない場合には、これを事例として報告することにより、要求事項を満たすことができます。このような場合、開示事項は、プロセスなどの項目を実施することを組織に要求するものではありません。ただ、それが存在しない場合に報告することを求めます。

例えば、**開示事項MT-3**では、組織は、他の項目の中でも特にマテリアルな項目ごとのゴールとターゲットを報告することを要求されています。組織がマテリアルな項目についてのゴールとターゲットを持たない場合は、その旨を記載することが要求されます。これにより、情報利用者の透明性が確保され、組織は要求事項を満たすことが可能となります。

組織が以前に報告した情報を報告することが要求され、その情報が報告期間中に変更されていない場合（例えば、前回の報告期間から変更されていない方針やプロセスに関する情報を報告することが要求されている場合）、組織は、この情報を再公表するか、以前に報告された情報への参照を提供することができます。

手引きのセクションには、組織が要件をよりよく理解するのに役立つ背景情報、説明、および例が含まれています。

手引きのセクションには、提言を示す報告推奨事項「するのが望ましい(should)」と、可能性または選択肢を示す報告可能事項「できる(can)」も含まれています。

組織は手引きに従う必要はないです。

定義された用語については、GRIスタンダードの本文中に下線を付け、用語集の中でその定義にハイパーリンクしています。組織では、用語集の定義の適用が求められています。

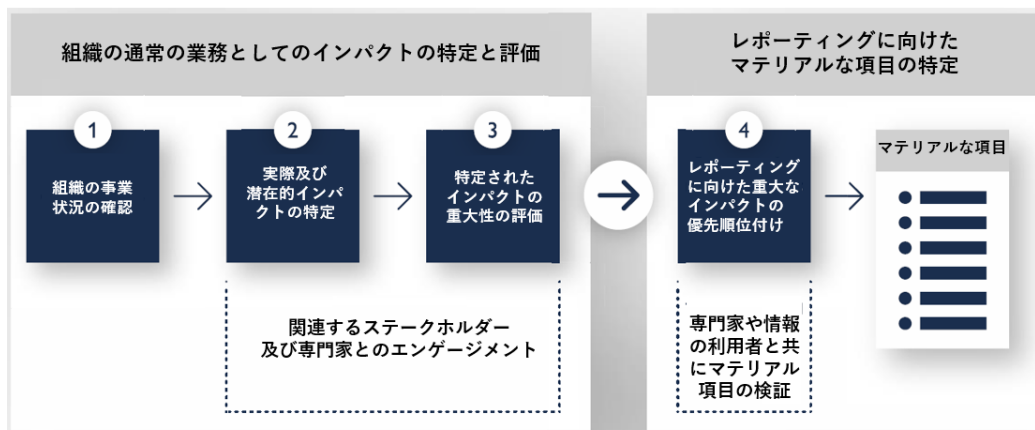
2. マテリアルな項目の特定

このセクションでは、マテリアルな項目を特定するために組織が進むべきステップについて説明しますが、これらのステップに従うことは要求事項ではありません。

これらの最初の3つのステップは、組織がインパクトを管理するための通常の活動の一環として、影響を継続的に特定し、評価することに関連しています。これら3つのステップは、最後のステップである報告のためのマテリアルな項目を特定することにつながります。

その後の報告期間において、組織は、以前に特定されたマテリアルな項目をレビューし、その活動およびインパクトの変化につながる事業関係の変化を説明しなければなりません。これにより、マテリアルな項目が、各報告期間における組織の最も重大なインパクトを、依然として代表していることを確認することができます。

図2. マテリアルな項目を特定するためのステップ



各ステップに適用されるアプローチは、そのビジネスモデル、セクター、地理的、文化的、法的な運営文脈、所有構造、インパクトの性質など、組織の具体的な状況に応じて異なるでしょう。このような特定の状況を考慮すると、組織は、マテリアルな項目を特定するために、体系的で再現性があり、文書化されたアプローチを使用すべきです。特に、組織は次のことを行うことが望ましいです。

- 組織は、そのマテリアルな項目を特定するためのプロセスを文書化し、アプローチ、仮定、および取られた決定を含めます。正確な記録は、組織が適切な開示を行い、選択したアプローチを説明するのに役立ち、分析と保証を促進します。
- マテリアルな項目を時系列で一貫して特定するためのステップを適用し、アプローチの変更があれば、その意味合いを含めて文書化します。
- 重要なトピックを特定する過程で行った主観的な判断について透明性を持たせます。

さらに、最高ガバナンス機関は、プロセスを監督し、特定されたマテリアルな項目を承認すべきです。

次のセクションでは、4つのステップについて詳しく説明します。

ステップ1. 組織の状況の評価

このステップには、組織の活動および事業関係、ならびにそれらがどのような文脈で行われたかを評価することが含まれます。これにより、組織は、その実際のインパクトおよび潜在的なインパクトを特定するための重要な情報を得ることができます。

組織内の関連部門や機能は、その活動やビジネス関係とその文脈を評価することで、例えば、コミュニケーション、人事、IR、法務・コンプライアンス部門や機能、マーケティングや営業、調達、製品開発などを支援することができます。GRIセクタースタンダードはまた、組織のセクターにとって有用な文脈情報を提供します。

活動の評価

組織は、自らの活動について、以下のことを評価すべきです。

- 実施する活動の種類(例:販売、マーケティング、製造、流通)とこれらの活動の地理的位置
- 提供する製品・サービスの種類と対象市場(すなわち、対象とする顧客・受益者のタイプと、製品・サービスが提供される地理的な場所)
- 組織が活動している部門とその部門の特徴(インフォーマルな仕事を伴うのか、それとも労働集約的なのか資源集約的なのかなど)。
- 雇用形態(時点または非時点)、雇用契約(時点または臨時)、および人口統計学的特徴(性別、年齢、地理的位置など)を含む従業員数。
- 組織のために業務を遂行する従業員以外の労働者の数。例えば、労働者の種類(例えば、組織労働者、請負業者、自営業者、ボランティア)、組織との契約関係(組織がこれらの労働者を第三者を通じて直接または間接的に関与させるか否か)、および彼らが遂行する業務の性質を含みません。

取引関係の評価

組織の取引関係には、取引先との関係、バリューチェーン内の事業体(一次下請け)を超える事業体を含みます)、およびその事業、製品またはサービスに直接結びつくその他の事業体が含まれます。

- 組織は、その取引関係について、次のことを評価しなければなりません。
- ビジネス関係のタイプ(例えば、合弁会社、サプライヤー、フランチャイズ加盟店)。
- これらの取引関係によって行われる活動の種類(組織の製品の製造、組織へのセキュリティサービスの提供など)。
- 取引関係の性質(例えば、長期契約か短期契約か、特定のプロジェクトや事象に基づくかなど)。
- 取引関係先の所在地、

コンテキストの評価

組織は、その活動及び取引関係が行われるコンテキストを理解するために、以下のことを評価すべきです。

- 組織のセクターやその活動の地理的位置、ビジネス関係に関連した地域、地域、世界レベルでの経済状況、社会問題、環境問題(例:貧困、政治的紛争、水の安全保障、気候変動、法執行の欠如)。
- 遵守が期待される国際的な基準や協定に関連した組織の責任。例えば、国際人権規約、国際労働機関(ILO)「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」、経済協力開発機構(OECD)「OECD多国籍企業行動指針」、または国連(UN)「ビジネスと人権に関する指導原則」など。
- 組織のビジョンとミッション、戦略、ビジネスモデル、責任ある企業行動(RBC)のための方針、コミットメント。

ステップ2. 実際のおよび潜在的なインパクトの特定

このステップには、組織自身の活動およびそのビジネス関係全体を通じて、人権へのインパクトを含む、経済、環境および人への実績、および潜在的な、負およびプラスのインパクトを特定することが含まれます。

インパクトを正確に把握するためには、組織はステークホルダーの懸念を理解しようとするべきです（Box 1 参照）。また、組織は、内部の専門家だけでなく、市民社会組織や学識経験者などの外部の専門家にも相談することができます。

インパクトは、組織の活動や事業関係、およびそのコンテキストが進化するにつれて、時間とともに変化する可能性があります。例えば、新規の活動や事業関係、あるいは大規模な意思決定や業務内容の変更（新規市場参入、製品発売、方針変更、組織の広範な変更など）は、組織のインパクトに変化をもたらす可能性があります。このため、組織はそのインパクトを継続的に特定すべきです。

組織がそのインパクトを特定するために利用できるリソースが限られている状況では、まず負のインパクトを特定してから、正のインパクトの特定に移るべきです。

BOX1. 関連するステークホルダー・専門家とのエンゲージメント¹

組織は、言語やその他の潜在的な障壁を考慮に入れた方法でステークホルダーに直接相談することで、ステークホルダーの懸念事項を理解しようとするべきです。ステークホルダーの参画を効果的に行うためには、潜在的な障壁（言語や文化の違い、ジェンダーや権力の不均衡、コミュニティ内の分裂など）を特定し、取り除くことが重要です。リスクのあるグループや脆弱なグループとの関わりには、女性の公共の場への参加を制限している社会的障壁を取り除くアプローチや、遠隔地にあるコミュニティが会議に参加できないような物理的障壁を取り除くアプローチなど、特定のアプローチと特別な注意が必要となる場合があります。

組織は、すべてのステークホルダーおよび関係するその他の個人の人権を尊重しなければなりません（例：プライバシー、表現の自由、平和的な集会や抗議の権利）。

多くのステークホルダーが関与する状況や、集団的な被害をもたらす特定の種類の影響を伴う状況では、ステークホルダーとの広範な関与が不可能な場合があります。例えば、汚職が行われている管轄区域の住民に集団的に害を与える場合や、温室効果ガス（GHG）の排出が、集団的に国境を越えて害を与える場合などです。これらの場合、組織は、信頼できるステークホルダーの代表者や代理組織（例えば、非政府組織、代表的な公的機関）と協力してもよいです。これは、個人との関わりが特定の権利や集団的利益を損なう可能性がある場合にも関連します。例えば、工場の再編または操業停止の決定を検討する場合、組織は、決定の雇用への影響を緩和するために労働組合と関与することが重要であるかもしれません。このような状況では、個々の労働者に関与することで、労働者が労働組合を結成または加入し、団体交渉を行う権利が損なわれる可能性があるからです。

ステークホルダーへのインパクトの程度は、関与の程度に影響を与える可能性がある。組織は、最も深刻な影響を受けた、または影響を受ける可能性のあるステークホルダーを優先的に関与させるべきです。

直接協議が不可能な場合、組織は、例えば、国の人権機関、人権・環境擁護者、労働組合、その他の市民社会のメンバーなど、信頼できる独立した専門家に相談するなど、合理的な代替案を検討すべきです。

¹ この手引きは、国連（UN）「ビジネスと人権に関する指導原則」および経済協力開発機構（OECD）「責任ある企業行動のためのOECDデューデリジェンス・ガイダンス」2018年に基づいています。

負のインパクトの特定

本節の負のインパクトの特定に関するガイダンスは、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」、「OECD多国籍企業行動指針」、「責任ある企業行動のための OECD デューデリジェンスガイダンス」に基づいています。

組織が関与している、または関与する可能性のある負のインパクト(実際のもの、潜在的なもの)を特定することは、デュー・デリジェンスの第一段階です。

組織は、自らの活動を通じて引き起こしたり、助長したりする実際のインパクトと潜在的なインパクト、また、事業関係によって事業、製品、またはサービスに直接結びついているインパクトを考慮すべきである(Box2参照)。

組織は、負のインパクト(実際のもの、潜在的なもの)を特定するために、多様な情報源からの情報を利用することができます。自社または第三者による環境、社会経済、人権へのインパクト評価、法的レビュー、腐敗防止コンプライアンス管理体制、財務監査、労働安全衛生検査、その他の関連する取引関係の評価を利用することができます。さらに、自ら確立した、あるいは他の組織によって確立された苦情対応の仕組みを利用することができます。また、ニュース組織や市民組織など、外部の情報源からの情報を利用することもできます。

場合によっては、組織は、例えば、多様な又は複数のグローバルな事業活動を行っている、又はそのバリューチェーンが多数の事業体から構成されている等の理由により、その活動及び事業関係全体にわたって実際の及び潜在的な負のインパクトを特定できない可能性があります。このような場合には、組織は、その活動や取引関係において、負のインパクトが最も存在し、重大である可能性が高い一般的な分野を特定するために、初期の評価または スコーピング演習を実施することができます。その後、組織は、これらの分野について、実際の負のインパクトと潜在的な負のインパクトを具体的に特定し、評価することができます。

この初期評価またはスコーピング作業の一部として、組織は、セクター別、製品別、地理的レベル、企業レベルのインパクト、および直面した、または直面する可能性が高いとわかっているその他のインパクトを考慮することができます。GRIセクタースタンダードでは、特定のセクターの組織にとって、存在する可能性が最も高く、重要なインパクトを特定しています。また、組織は、政府、環境機関、国際機関、市民社会組織、労働者代表や労働組合、国の人権機関、メディア、またはその他の専門家からの報告と同様に、セクター別、製品別、地理的レベル、企業レベルの影響に関する情報については、「責任ある企業行動のためのOECDデューデリジェンスガイダンス」と「OECDセクター別デューデリジェンスガイダンス」を利用することができます。

BOX2. 負のインパクトを引き起こす、助長する、または直接的に結びついている²

組織は、自らの活動が結果的にそのインパクトをもたらした場合、負のインパクトを「引き起こす」こととなります。例えば、組織が外国の公務員に賄賂を支払ったり、水位を補充せずに水ストレスを受けた帯水層から水を引き出したりした場合などです。

組織は、その活動が負のインパクトを引き起こす、促進する、または他の組織にインパクトを与えるようにインセンティブを与えている場合には、負のインパクトを「助長する」こととなります。また、組織は、その活動が他の主体の活動と組み合わせられて負のインパクトを引き起こしている場合にも、負のインパクトに助長することとなります。例えば、過去の経験から、この生産時間が実現不可能であることがわかっているにもかかわらず、組織がサプライヤーに製品を納入するための短いリードタイムを設定した場合、サプライヤーの労働者の過剰な残業につながる可能性があります。この場合、組織は、これらの労働者の健康と安全に負のインパクトを与える可能性があります。

組織は、その行動だけでなく、行動を取らなかった場合(例えば、組織が予見できたであろう負のイン

² この手引きは、国連(UN)「ビジネスと人権に関する指導原則」および経済協力開発機構(OECD)「責任ある企業行動のためのOECDデューデリジェンス・ガイダンス」2018年に基づいています。

パクトを防止または緩和しなかった場合)にも、負のインパクトを引き起こしたり、助長したりする可能性があります。

組織が負のインパクトを引き起こしたり、寄与したりしていなくても、その組織の業務、製品、またはサービスが、取引関係先の負のインパクトに結びつく可能性があります。この場合、組織の業務、製品、またはサービスは、そのビジネス関係によって負のインパクトに「直接的に結びついている」こととなります。例えば、組織が、児童労働を使用して採掘されたコバルトを製品を調達し、使用している場合があります。ここでの負のインパクト(すなわち、児童労働)は、組織が負のインパクト自体を引き起こしたり、助長したりしていなくても、サプライチェーンにおけるビジネス関係の階層(すなわち、児童労働を使用している製錬所、鉱物取引業者、または鉱山企業との間)を通じて、組織の製品に直接リンクしています。

組織が負のインパクトにどのように関与しているかは、組織がインパクトにどのように対処すべきか、また、組織がそのインパクトの是正に協力したり、提供したりする責任があるかどうかを判断する上で重要です(GRI 101「GRIスタンダードの利用」のセクション2.3を参照)。

正のインパクトの特定

本節組織は、実際の及び潜在的な正のインパクトを特定するために、例えば、製品、サービス、投資、調達慣行、雇用主として、又は納税者として、自らの活動を通じて持続可能な開発に貢献する、又は貢献し得る方法を評価しなければなりません。

正のインパクトの例としては、組織が顧客のために再生可能エネルギーのコストを低くする対策を採用することや、失業率の高い地域を選んで新しい施設を開設し、失業者の多い地域コミュニティのメンバーを雇用し、訓練できるようにすることなどが挙げられます。

組織は、持続可能な開発への積極的な貢献を目指す活動から生じる可能性のある負のインパクトを考慮すべきです。負のインパクトは、他の正のインパクトで相殺することはできません。たとえば、自然エネルギーの導入は、地域の化石燃料への依存度を低下させ、未電化のコミュニティにエネルギーをもたらす可能性があります。しかし、当事者の同意なしに歴史的・文化的な土地から地元の先住民コミュニティを追い出すのであれば、この負のインパクトに対処する必要があり、他の正のインパクトで相殺することはできません。

ステップ3. 特定されたインパクトの重大性の評価

組織は、多くの実際の及び潜在的なインパクトを特定することとなります。このステップでは、特定されたインパクトの重大性を評価し、優先順位を付けて行動を起こすとともに、ステップ4で報告するための優先順位付けを行います。インパクトがどの程度大きいかは、その組織に特有のものであり、他の要因の中でも特にその部門やビジネス関係に影響されます。場合によっては、これは主観的な決定を必要とすることもあります。したがって、組織は、特定されたインパクトの重大性をどのように判断するかについて、関連するステークホルダー(Box1参照)やビジネス関係者と協議すべきです。また、必要に応じて、関連する社内外の専門家に相談することもできます。

負のインパクトの重大性の評価

本節の負のインパクトの重大性を評価するための手引きは、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」、「OECD多国籍企業行動指針」、「責任ある企業行動のための OECD デューデリジェンス・ガイダンス」に基づいています。

実際の負のインパクトの重大性は、その深刻度を考慮して評価します。潜在的な負のインパクトの重大性は、その重大性と可能性を考慮して評価します。

深刻度

負のインパクト(実際のもの、潜在的なもの)の深刻度は、次のような特徴によって決定されます。

- 規模:インパクトの大きさ
- 範囲:インパクトがどの程度広範囲に及んでいるか、例えば、インパクトを受ける個人の数や環境被害の程度など。
- 不可逆性:結果として生じる害を打ち消したり、改善したりするのがどれだけ難しいか。

負のインパクトの規模(すなわち、インパクトがどの程度重大であるか)は、そのインパクトが法令の不遵守につながるか、組織が遵守することが期待されている国際基準や協定の不遵守につながるかによって決まります。例えば、負のインパクトが職場での人権や基本的権利の侵害や、パリ協定の下で達成されるべき温室効果ガスの排出削減量の不遵守につながる場合は、そのインパクトの規模が大きくなると考えられます。

負のインパクトの大きさは、インパクトがどのようなコンテキストで生じるかにも左右されます。例えば、組織の取水によるインパクトの規模は、水を取水する地域に依存することがあります。生態系や他の水利用者の需要を満たすために水資源が豊富な地域よりも、水ストレスの影響を受けている地域から水が取り出された場合の方が、規模は大きくなります。

3つの特性(規模、範囲、不可逆性)のいずれもが深刻なインパクトを与える可能性があります。これらの特性は相互に依存していることが多いです。インパクトの規模や範囲が大きければ大きいほど、修復可能性は低くなります。

インパクトの深刻度(ひいては重大性)は絶対的な概念ではなく、インパクトの深刻度は、組織が特定した他のインパクトと比較して評価すべきです。例えば、組織は、温室効果ガス(GHG)排出のインパクトの深刻度を、他の特定されたインパクトの深刻度と比較すべきです。組織は、そのGHG排出量が世界のGHG排出量と比較してどの程度重要であるかを評価すべきではありません。なぜなら、その比較により、組織の排出量はそれほど大きなものではないという結論につながる可能性があるからです。

可能性

負潜在的な負のインパクトの可能性とは、どの程度そのインパクトが起こりうるかを指します。

インパクトの可能性は、定性的または定量的に測定または決定することができます。一般的な用語(例:非常に可能性が高い、可能性が高い)または数学的に記述することができます(例:100分の10または10%の確率、または3年に1回などの所定の期間における頻度³)。

人権への負のインパクト

人権への負のインパクトの可能性がある場合、インパクトの深刻度はその可能性よりも優先されます。例えば、原子力発電所では、自然災害が他の事故に比べて発生する可能性が低いにもかかわらず、自然災害が発生した場合の人命の損失に関連する潜在的なインパクトを優先することがあります。

人権への負の深刻さは、物理的な被害だけにとどまりません。いかなる人権も深刻なインパクトを受け可能性があります。例えば、神聖な空間を利用する人々との協議や合意なしに、その空間を妨害したり、破損させたり、破壊したりすることは、人々の文化的権利に深刻な影響を与える可能性があります。

正のインパクトの重大性の評価

実際の正のインパクトの重大性は、その規模と範囲を考慮して評価されます。潜在的な正のインパクト

³ 国際標準化機構(ISO),ISO31000:2018リスクマネジメント-ガイドライン、2018年。

の重大性は、一方ではその規模や範囲、他方ではその可能性を考慮して評価します。

規模・範囲

正のインパクトの場合、インパクトの規模とは、そのインパクトがどの程度有益なものであるか、またはそのインパクトがどの程度のものであるかを意味します。範囲とは、そのインパクトがどの程度広範囲に及ぶか、またはそのプラスのインパクトを受けるか、または受けるであろう環境資源の範囲などを意味しています。

可能性

潜在的な正のインパクトの可能性とは、そのインパクトが発生する可能性を指します。

インパクトの可能性は、定性的または定量的に測定または決定することができます。一般的な用語（例：非常に可能性が高い、可能性が高い）または数学的に記述することができます（例：100分の10または10%の確率、または3年に1回などの所定の期間における頻度⁴）。

ステップ4. 報告のための最も重大なインパクトの優先順位付け

このステップでは、組織が、報告すべきマテリアルな項目を特定するために、その重大性に基づいたインパクトの優先順位付けを行います。

閾値を設定して、どれが報告対象となるマテリアルな項目であるかを判断する

インパクトの重大性は、組織が特定した他のインパクトと比較して評価されます。インパクトの重大性は、組織が特定した他のインパクトと比較して評価されます。組織は、特定したインパクトを最も重要なものから最も重要でないものまで並べ、どのインパクトに重点を置いて報告を行うかを決定するためのカットオフポイントまたは閾値を定義すべきです。組織は、マテリアルな項目を特定する際に使用した閾値と基準を文書化するべきです。優先順位付けを容易にするために、組織は特定されたインパクトを項目ごとにグループ化するべきです（Box3参照）。

インパクトの重大性は、報告すべき重要な項目かどうかを判断する唯一の基準です。組織は、項目に関する報告の難しさや、その項目をまだ管理していないという事実を、その項目について報告するかどうかの判断基準にすることはできません。組織がマテリアルな項目とそれに関連するインパクトを管理していない場合、組織は、開示事項MT-3に基づいて、そうしない理由や当該項目を管理する計画を報告することが求められます。

一部のテーマでは、負と正の両方のインパクトを取り上げることができますが、負のインパクトについては独立して議論する必要があり、プラスのインパクトでは相殺することができないため、組織は負のインパクトを正のインパクトとは別に優先順位付けすることになります。

組織が報告のために実際の負のインパクトおよび潜在的な負のインパクトを優先していない場合でも、組織は、適用される法律、規制、または国際的に認められた文書に沿ってインパクトに対処する方法を理解する責任があります（詳細については、GRI 101「GRIスタンダードの利用」のセクション2と3を参照してください）。

⁴ 国際標準化機構(ISO),ISO31000:2018リスクマネジメント-ガイドライン、2018年。

BOX3. インパクトの項目別グループ分け

組織は、事業活動、関係者のカテゴリー、事業関係のタイプ、経済的資源または環境資源に関連するインパクトの一般的なカテゴリーに従って、インパクトをテーマにグループ分けすることができます。例えば、ある組織が、その活動の潜在的な負のインパクトの一つとして水質汚染を挙げ、もう一つの潜在的な負のインパクトとして地域コミュニティが安全な飲料水を利用できなくなることを挙げている場合、これらのインパクトを「水と排水」という項目の下にグループ化することができます。組織は、GRI 項目別スタンダードおよびそのセクターに適用される GRI セクタースタンダードに含まれる項目名を参照することができます。

情報利用者や専門家とのマテリアルな項目のテスト

組織は、組織またはそのセクターを理解し、特定されたマテリアルな項目の1つ以上について洞察力を有する潜在的な情報利用者および専門家との間で、マテリアルな項目の選択をテストすることができます。組織が相談できる専門家の例としては、非政府組織、学者、コンサルタント、弁護士、投資家などが挙げられます。

最高ガバナンス機関によるマテリアルな項目の承認

組織の最高ガバナンス機関は、特定されたマテリアルな項目を承認すべ必要があります。

マテリアルな項目ごとの報告事項の決定

組織は、マテリアルな項目を特定したら、それぞれのマテリアルな項目について何を報告すべきかを決定する必要があります。マテリアルな項目に関する報告方法については、『GRI 101:GRI スタンダードの利用』の第 3.1 節の「[要求事項 A-4](#) および [A-5](#)」を参照してください。す。

3. マテリアルな項目に関する報告

このセクションの開示事項は、組織がどのようにしてマテリアルな項目を特定したか、特定されたマテリアルな項目と関連するインパクトは何か、また、それぞれのマテリアルな項目をどのように管理しているかについての情報を提供するものです。マテリアルな項目とは、人権へのインパクトを含む、経済、環境、人への組織の最も重大なインパクトを反映する項目です。本スタンダードの第2項では、これらの開示事項の理解を助けるマテリアル項目を特定するためのガイダンスを提供しています。

開示事項MT-1 マテリアルな項目および関連するインパクトの特定

要求事項

組織は次を行わなければなりません。

- a. 以下を含むマテリアルな項目の特定方法を報告します。
 - i. 人権へのインパクトを含め、経済、環境、人々への実際のインパクトと潜在的なネガティブなインパクトとポジティブなインパクトを、自社の活動とビジネス関係を通じてどのように特定したか。
 - ii. 重要性に基づいて、報告のための影響をどのように優先順位をつけたか。
 - iii. マテリアルな項目の特定に情報を提供してくれた利害関係者や専門家。
- b. 前報告期間と比較して、マテリアルな項目の変化を報告します。

手引き

MT-1の手引き

この開示事項は、組織がそのマテリアルな項目および関連するインパクトをどのように特定したかを対象としています。組織が特定したマテリアルな項目および関連するインパクトは、[開示事項MT-2](#)で報告されます。

MT-1-a-iの手引き

組織は、そのインパクト(例えば、環境、社会経済、人権へのインパクトの評価、苦情対応メカニズム、市民団体などの外部情報源からの情報)を特定するために用いた方法を記述することが望ましいです。

MT-1-a-iiの手引き

組織は、特定したインパクトの重大性をどのように評価したかを記述することが望ましいです。負のインパクトの重大性は、その深刻度(規模、範囲、および不変の性格)と可能性に基づいて評価されます。人権への負のインパクトの可能性がある場合、インパクトの深刻度がその可能性よりも優先されます。正のインパクトの重要性は、その規模、範囲、可能性に基づいて評価されます。より詳しい指針については、本スタンダードの[セクション2](#)を参照してください。

また、組織は、どの項目が報告すべきマテリアルな項目であるかを決定するための閾値をどのように定義したか、また、潜在的な情報利用者や専門家との間で、マテリアルな項目の選択を検証したかについても記述するのが望ましいです。

MT-1-a-iおよびMT-1-a-iiの手引き

組織は、マテリアルな項目を特定する際に、セクター固有のインパクト、製品固有のインパクト、および地理的レベルのインパクトをどのように考慮したかを説明するのが望ましいです。また、組織は、特定のインパクトが存在しないと評価されたため、あるいは報告すべき最も重要なインパクトではなかったためなど、これらのインパクトの一部をマテリアルな項目の一部として報告しないかどうか、またその理由を説明するのが望ましいです。この情報を報告することは、組織がセクター固有のインパクト、製品固有のインパクト、および地理的レベルのインパクト響を認識しているかどうかを示し、情報利用者に、組織の選択したマテリアルな項目を評価するための適切な文脈情報を提供することを示しています。

例えば、石油・ガスプロジェクトは、その操業、アクセスルート、流通のために土地を必要とすることが多いです。これは、地元コミュニティの非自発的な再定住などのインパクトにつながる可能性があり、彼らの物理的な変位だけでなく、資源へのアクセスの喪失などの経済的な変位を伴う可能性があります。石油・ガスプロジェクトを実施する組織は、デュー・デリジェンスの初期段階で、プロジェクトがコミュニティの非自発的な再定住をもたらす可能性があるかどうかを検討する必要があります。プロジェクトがコミュニティの不随意の再定住につながらない場合でも、石油・ガス部門によく関連するこの項目が報告すべきマテリアルな項目として認識されなかった理由を報告し、この項目が見落とされていないことを明確にすることが望ましいです。

セクター別、製品別、地理的レベルのインパクトに関する手引きについては、本スタンダードの[セクション2](#)およびGRIセクタースタンダードを参照してください。

MT-1-bの手引き

組織は、前回の報告期間において重要であると特定されたテーマが、もはや重要ではないと判断された理由、あるいは、新規テーマが重要であると特定された理由を説明するのが望ましいです。

開示事項MT-2マテリアルな項目および関連するインパクト

要求事項

組織は次を行わなければなりません。

- a. 特定されたマテリアルな項目を報告します。
- b. 各マテリアルな項目について、
 - i. 人権へのインパクトを含め、経済、環境、人々に特定された実際のインパクトと潜在的な、負および／または正のインパクトを記述します。
 - ii. 組織が、自らの活動または取引関係の結果として、負のインパクトに関わっているかどうかを報告します。

手引き

MT-2の手引き

この開示項目は、組織が特定したマテリアルな項目および関連するインパクトを対象としています。組織がそのマテリアルな項目をどのように特定したかは、[開示事項MT-1](#)の下で報告されます。

GRIスタンダードに準拠した組織は、この開示事項の下で報告されるマテリアルな項目をGRI内容索引に含めることが求められます([GRI101「GRIスタンダードの利用」のセクション3.1要求事項A-6](#)を参照)。

MT-2-aの手引き

組織は、マテリアルな項目を関連カテゴリーごとにグループ化することができます。これにより、そのインパクトをより良く伝えることができます。カテゴリーの例としては、人権への負のインパクト、サプライチェーンでのインパクト、環境へのインパクトなどが挙げられます。

MT-2-bの手引き

MT-2-bは、組織がそれぞれのマテリアルな項目および関連するインパクト([開示事項MT-3](#)で報告)をどのように管理しているかを理解するための文脈情報を提供します。MT-2-bでは、インパクトの詳細な説明や、組織がそれぞれの負のインパクトにどのように関与しているかの詳細な説明は必要ないですが、組織は、特定したインパクトについてレベルの高い説明を提供することができます。

MT-2-b-iの手引き

MT-2-b-iは、各マテリアルな項目に関連するインパクトをカバーしています。これにより、組織は、当該項目が負のインパクト、正のインパクト、またはその両方のために重要であるかどうかを示すことができます。

負のインパクトの記述

組織は次について記述できます。

- インパクトが全般的なものであるか(組織が活動している国での児童労働や強制労働など)、あるいは個々の事件(石油流出など)に関連するものであるか。
- インパクトを受ける、またはインパクトを受ける可能性のあるステークホルダー(特定の個人を特定せず)または環境資源、およびその地理的位置。

負のインパクトに関する報告書は、組織がこれらのインパクトを認識し、そのインパクトに対処するために行動を起こした、または行動を起こそうとしていることを実証するのに役立つ可能性があります。組織は、たとえ負のインパクトが既に公に知られている場合でも、負のインパクトに関する報告に懸念を抱くことがあるかもしれません。実際、負のインパクトが公に知られている場合には、これらのインパクトを認めず、どのように対処されているかを説明しないと、組織に影響を及ぼす可能性があります(例: 評判、財務的、運営的)。組織が特定の情報を開示できない場合(例えば、ステークホルダーのプライバシー権に影響を与える可能性がある場合)は、情報を集約した形または匿名化した形で提供するか、または、セクター別、製品別、または地理的レベルでのインパクトを記述することができます。

正のインパクト記述

組織は次について記述できます。

- 正のインパクトをもたらす活動(例、製品、サービス、投資、調達慣行)。
- 恩恵を受けている、または恩恵を受ける可能性があるステークホルダーまたは環境資源、およびそれらの地理的位置。

MT-2-b-iiの手引き

組織が負のインパクトにどのように関わっているかは、そのインパクトへの対処に対する組織の責任を決定する上で重要です。(GRI101「GRIスタンダードの使用」のセクション2.3参照)。したがって、MT-2-b-iiは、負のインパクトを管理するために取られた措置(開示事項MT-3で報告)を理解するための文脈情報を提供します。

MT-2-b-iiは、組織が自らの活動を通して負のインパクトに関与しているか、それともこれが取引関係の結果であるかを報告することを求めています。また、可能であれば、組織は、自らの活動を通じて負のインパクトを引き起こしているか、または助長している可能性があるか、または引き起こしていても、そのインパクトがその事業、製品、またはサービスに直接関係しているかを報告することが望ましいです。詳細は、本スタンダードのセクション2のBox 2を参照してください。

また、組織は、特定された負のインパクトに関与している活動の種類(製造、小売など)またはビジネス関係の種類(原材料の供給者、フランチャイジーなど)、バリューチェーンにおけるその位置、および地理的位置を報告することもできる。

開示事項MT-3マテリアルな項目および関連するインパクトの管理

要求事項

開示事項MT-2の下で報告された各マテリアルな項目について、組織は、以下のことを行わなければなりません。

- a. 各項目に関する方針またはコミットメントを記述します。
- b. 特に、各項目とこれ関連するインパクトを管理するために講じた措置を記述します。
 - i. 潜在的な負のインパクトを防止または軽減するために講じられる措置。
 - ii. 実際の負のインパクトに対処するために取られた措置（その是正のための措置を提供したり、協力したりすることを含みます）。
- c. 実施した措置の有効性について以下の情報を報告します。
 - i. 実施した措置の有効性を追跡するために用いられるプロセス。
 - ii. ゴール、ターゲット、進捗を評価する指標。
 - iii. 行動をとったことが、ゴール及びターゲットに対する進捗を含めてどの程度効果的であったかの証拠。
 - iv. 学んだ教訓と、それが組織の業務方針や手順にどのように取り入れられているか。
- d. ステークホルダーとの関わりが、どのようにして取られた行動に影響を与えたか（MT-3-b）、および取られた行動が効果的であったかどうか（MT-3-c）を記述します。
- e. 組織がマテリアルな項目を管理していない場合は、その項目を管理していない理由を説明するか、管理する計画を記述します。

手引き

MT-3の手引き

この開示事項により、組織は、特定されたマテリアルな項目および関連するインパクトをそれぞれどのように管理しているかを説明することができます。

本開示事項における要求事項は、すべてのマテリアルな項目に適用されます。GRIスタンダードに準拠して報告書を作成する組織は、特定されたマテリアルな項目ごとにこの開示事項を報告することが義務づけられています。

この開示事項に加えて、項目別スタンダードとセクタースタンダードの中には、組織がマテリアルな項目をどのように管理しているかを報告するための開示事項と指針が含まれている可能性があります。例えば、一部の項目別スタンダードには、マテリアルな項目のインパクトを管理するための具体的な行動や方法に関する開示事項が含まれています。組織は、この情報がすでに別の開示事項で報告されている場合、開示事項MT-3の下でこの情報を繰り返す必要はありません。組織はこの情報を一度報告して、その情報への参照を提供することで、対応するMT-3の要求事項を満たすことができます。

組織の方針や実施した措置など、マテリアルな項目のマネジメントに対するアプローチが、他のマテリアルな項目に適用される場合、組織は、項目ごとにこの情報を繰り返す必要はないです。組織は、対象となるすべての項目を明確に示すのであれば、この情報の報告は一度で済ませることが可能です。

MT-3-aの手引き

GRI 102「組織について」の開示事項RBC-2およびRBC-3は、方針の報告方法に関するガイダンスを提供しています。マテリアルな項目に関する組織の方針が開示事項RBC-2およびRBC-3の下で記述されている場合、組織はMT-3-aの下でこの情報への参照を示すことができます。情報を繰り返す必要はありません。

コミットメントについて報告する場合、組織は、マテリアルな項目とそれに関連するインパクトを管理する意思表示を行うか、以下のように説明することが望ましいです。

- 項目に関する組織のスタンス。
- 項目の管理に対するコミットメントは、規制の遵守に基づいているか、それともそれを超えているか。
- 項目に関連する国際基準への準拠。

MT-3-bの手引き

MT-3-bは、特定されたインパクトに対して組織がどのように対応しているかを理解するための情報を提供します。

MT-3-bは、各インパクトに関連して取られた行動の詳細な記述を必要とはしません。組織は、そのインパクトをどのように管理しているかを示すための例を提供することができます。

組織は、関連する内部の機能及びプロセス全体にわたるインパクトの特定及び評価から得られた所見をどのように統合するかについての情報を含むべきです。

- インパクトを管理する責任を与えられた組織内のレベルと機能。
- インパクトを管理するための効果的な行動を可能にするための、内部の意思決定、予算配分、監視プロセス。

MT-3-b-iの手引き

組織は下記を報告しなければなりません。

- 潜在的な負のインパクトを防止または軽減するために講じた対策の例(例:適応/修正対策、施設の改善、研修、危険信号システム)。
- 体系的な負の影響を防止または緩和するために取られたアプローチ。;
- 組織が如何にして下記を含む予防原則を適用しているか。
 - ・ 組織がその活動、製品、サービスの負インパクトの可能性や、関連する質問や苦情にどのように対処するかについて、積極的に社会に情報を提供する方法。
 - ・ 組織の活動、製品、サービスの負インパクトの可能性を評価するための科学研究への組織の支援または貢献。
 - ・ 知見を共有し、活動、製品、サービスの負のインパクトを防止するための協調的な取り組みへの組織の参加。
- 潜在的な負のインパクトを防止または緩和するために、組織がビジネス関係を促すために、どのようにレバレッジを利用または増加させるか。例えば、組織は、潜在的な負のインパクトを防止または緩和するために、契約上の要件を強制したり、インセンティブ(将来の受注な

ど)を付与したり、研修や支援を提供したり、他のアクターと積極的に協力したりして、ビジネス関係の動機付けを行うことで、レバレッジを利用したり、高めたりすることができます。

- 組織が、潜在的な負のインパクトを防止または軽減するためのレバレッジが欠けているために取引関係を終了したかどうか、および、その関係を終了すること自体が負のインパクトをもたらす可能性があるかどうかを評価したかどうか。

「予防原則」に関する詳細については、[GRI102「組織について」のRBC-2-a-iii](#)の手引きを参照してください。

MT-3-b-iiの手引き

組織は下記を報告しなければなりません。

- 具体的な救済策や救済策の種類例を含む、実際の負のインパクトを是正するためにとられた具体的な措置の例。
- GRI102「組織について」の開示RBC-5で報告されている苦情対応メカニズムまたはその他の改善プロセスによって、実際の負のインパクトを是正することがどのように可能になったか。

苦情対応メカニズムやその他の改善プロセスの詳細については、[開示事項RBC-5](#)を参照してください。

MT-3-c-iの手引き

実行された措置の有効性を追跡することは、組織の政策やプロセスが最適に実行されているかどうかを知り、識別されたインパクトに対して効果的に対応したかどうかを知り、継続的な改善を推進するために必要です。

実行された措置の有効性を追跡するために使用されるプロセスには、内部または外部の監査または検証、インパクト評価、測定システム、ステークホルダーからのフィードバック、苦情メカニズム、外部のパフォーマンス格付け、およびベンチマーキングが含まれます。

MT-3-c-iiの手引き

ゴールとターゲットを報告する際には、組織は次を報告しなければなりません。

- ゴールとターゲットの設定方法。
- ゴールとターゲットが、インパクトが発生する状況をどのように考慮しているか、そして国際的に認知された手段や、関連する場合には科学的コンセンサスに基づく期待に基づいているかどうか。
- ゴールとターゲットが(法律に基づく)強制的なものか、それとも自主的なものか。強制的なものである場合、組織は関連する法律をリストアップすることができます。
- ゴールとターゲットが適用される組織の活動または事業関係。
- ゴールとターゲットのベースライン。
- ゴールとターゲットを達成するためのタイムライン。

ターゲットは、定性的なもの、例えば、ある日までにマネジメントシステムを実施することとなります。あるいは、例えば、ある日までにGHG排出量を一定割合削減するなどの定量的なものとすることもできます。

進捗状況を評価するために使用される指標は、定性的なものでも定量的なものでもよいです。定量的な指標は、精度を高め、比較を可能にします。定性的な情報は、定量的な情報を文脈に当てはめ、その解釈を可能にし、どの比較や結論が最も有効であるかを判断するために必要とされることが多いです。項目別スタンダードには、定性的指標と定量的指標が含まれています。

MT-3-c-iiiの手引き

組織は、具体的に取りられた措置がどの程度効果的であったかの証拠に裏付けられた例を報告しなければなりません。提供される証拠は、組織がとった特定の行動とインパクトの効果的な管理との間に信頼できる関連性があることを示すものでなければなりません。例えば、特定のサプライヤーに提供されたキャパシティビルディングが労働条件の改善に有効であることを示すために、組織は、労働条件が改善されたことを示すサプライヤーの労働者からの調査フィードバックを、独立監査によって特定された事故の数が減少したことを示すデータとともに報告することができます。

同様に、組織は、排水の質を改善するための措置の有効性を示すために、その排水中の全溶解固体 (mg/L) の濃度の減少を示すデータを報告することができます。

ゴールとターゲットに対する進捗状況を報告する場合、組織は進捗状況が満足できるものかどうかを報告しなければなりません。ゴールとターゲットが達成されていない場合、組織はその理由を説明すべきです。

MT-3-c-ivの手引き

インパクトの管理は、通常、学習に基づく継続的な改善を必要とする継続的な課題です。

MT-3-c-ivは、それぞれのマテリアルな項目に関して学んだ教訓を詳細に記載する必要はなく、組織は、教訓をどのように取り込んでいるかを示すための例を示すことができます。

たとえば、組織は、実務の変更につながった教訓や、そのような変更の計画につながった教訓の例を提供し、将来的にインパクトをよりうまく管理できるようにすることができます。そのような例には、方針の変更、労働者のための特定の訓練、またはサプライヤーのパフォーマンスへの追加的な注意が含まれます。

学習された教訓は、組織自身の活動、その事業関係、関係者または専門家のフィードバックから得られるかもしれません。

MT-3-dの手引き

組織は、例えば、インパクトを受けるステークホルダーが、負のインパクトに対する適切な救済策の決定に関与したかどうか、どのようにして関与したか、あるいは、ステークホルダーからのフィードバックが取られた措置の有効性を評価するためにどのように利用されているかなどを説明することができます。